報告第 11 号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により議会の議決により 指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告す る。

令和7年6月9日提出

石垣市長 中 山 義 隆

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により 指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和7年5月13日

石垣市長 中 山 義 隆

- 1 事故名
 - 市道の管理瑕疵に起因する事故
- 2 相手方
- 3 事故発生年月日

令和7年3月5日

4 事故発生場所

石垣市字大浜 267 番地付近

5 事故の概要

市が管理する市道大浜横 2 号線、大浜 267 番地付近を自転車で走行中交差点中央にあるグレーチングの隙間 3.5 c mに自転車の前輪が挟まり前方に転倒。その際、顔面を強打した。

当該事故を受け、現場確認及び謝罪を行い、相手方と示談が成立したため、市は相手 方に損害賠償金として、7,722円を支払うものである。

6 損害賠償額

7,722 円